

介護職員等の処遇改善について

当法人として、介護職員等の処遇改善について

賃金の処遇改善方法として、介護職員処遇改善加算（Ⅰ）を算定しています。

また、令和元年10月より、介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）の算定を届け出ています。

賃金以外の処遇改善方法として、下記のとおり取り組んでいます。

① 資質の向上

- ・介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援
- ・専門性の高い技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、喀痰吸引等受講支援
- ・研修の受講やキャリアアップ制度と人事考課との連動
- ・介護福祉士等資格取得の為の助成金制度

② 労働環境、処遇の改善

- ・腰痛対策による負担軽減のための介護ロボットの導入、介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
- ・職場内コミュニケーションの円滑化
- ・健康診断、こころの健康等の健康管理面の強化、
- ・子育てとの両立を目指す職員のための育児休業や時間短縮制度等の充実、介護休業制度の整備

③ その他

- ・障害を有する職員でも働きやすい職場環境構築や勤務シフト配慮
- ・非正規職員から正規職員への転換
- ・職員の増員による業務負担の軽減

今後とも、職員の処遇改善について積極的に取り組んでまいります。